

全 仙

ZENBUTSU

J A P A N
B U D D H I S T
F E D E R A T I O N

仏暦2566年4月
[2023年]

No.657

特集

今、宗教法人に突きつけられている問題を考える

～「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」をめぐって～



今、宗教法人に突きつけられている問題を考える

～「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」をめぐって～

2022(令和4)年7月8日に発生した安倍晋三元総理銃撃事件に伴い、靈感・悪徳商法、高額な献金、政治家との癒着、宗教二世問題など、宗教法人格を持つ団体が行ってきたことが一気に社会問題として注目されました。政府は、宗教法人法に基づく報告徴収・質問権の行使や解散請求、消費者契約法による寄附の取り扱い、宗教に関する児童虐待などに対して取り組みを強化しています。

本会では、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が公布された後の2022(令和4)年12月20日に里雄理事長が、この新法の趣旨には賛同しつつも、「政府の慎重な運用を期待する」との声明を発表しました。それは、この法律が運用の仕方次第で、寄附やお布施を受けてきた私たち正しく宗教行為を行う伝統仏教界全体を揺るがしかねないからであり、また座して見ているだけでは宗教に対する人々の不信感も深まりかねないと考えるからです。

そこで今号では、旧統一教会を長年、研究してきた北海道大学の櫻井義秀教授と、宗教に造詣の深いジャーナリストで本会の広報委員を務めていただいている西出勇志氏を迎えて対談を行いました。

今起こっている問題の核心は何か、私たち僧侶はどう考え何をすべきか、読者の一人ひとりが考える契機となれば幸いです。



公益財団法人 全日本仏教会
第35期事務総長

尾井貴童
(おのいきどう)



櫻井義秀
(さくらい よしひで)

1961年山形県生まれ。北海道大学大学院文学研究科博士課程中退。2004年から北海道大学大学院文学研究院教授。専門は比較宗教社会学。近著に、櫻井義秀『統一教会 一性・カネ・恨から実像に迫る』中公新書。櫻井義秀・猪瀬優理編『創価学会 —政治宗教の成長と隘路』法藏館(四月刊行予定)。櫻井義秀『信仰か、マインドコントロールか —カルト論の構図』法藏館(五月刊行予定)。



西出勇志
(にしで たけし)

1961年京都市生まれ。85年に共同通信社入社。長崎、京都支局などを経て本社文化部に勤務後、2009年に東京メトロポリタンテレビジョン(TOKYO MX)に出向、2年間報道部長を務める。11年から編集委員として「こころ」のページを担当。長崎支局長を経て18年春から再び現職。宗教とその周辺を約30年間、取材している。2020年に本会第34期の論説委員、2022年より第35期の広報委員を務める。

全仏 657 号

CONTENTS

特集1

鼎談

今、宗教法人に突きつけられている問題を考える 3

～「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」をめぐって～

櫻井義秀(北海道大学教授) / 西出勇志(広報委員) / 尾井貴童(本会第35期事務総長)

特集2

インボイス制度と電帳法 14

公益財団法人全日本仏教会 本会監事 / 公認会計士 / 税理士 木村匡成

宗教法人運営のための法律入門

宗教(法人・団体)の公益性(2) 22

加盟団体からのお知らせ (岐阜県仏教会)

漫画「美濃の名僧 栄叡」 23

本会からの報告 28

- ・第35期各種審議会・委員会委員
- ・第35期第2回広報委員会
- ・「仏教に関する実態把握調査(2022年度) ～葬儀・法要、お布施、お寺の解散・廃寺等～」の発表
- ・WFB(世界仏教徒連盟) EXCO(執行役員) インフォーマルオンライン会議
- ・第38回理事会報告
- ・ウクライナ支援募金報告
- ・「救援基金」寄附者一覧
- ・「賛助会員」新規入会者一覧

特集 鼎談

尾井

安倍元総理が銃撃された事件で注目されたのが、山上被告の犯行の動機でした。世界平和統一家庭連合いわゆる旧統一教会と政治との癒着を断ち切りたいという思いでやったと取り沙汰されて、その時、旧統一教会による霊感商法や多額の寄附行為がずっと続いていた実態が大々的に報道され、国民の大多数がそれを知ったわけです。人命を殺めるのは絶対に許されることではありませんが、旧統一教会の実態にみんな驚いた状況ではないかと思えます。

まず、宗教団体のあり方、あるいは事件発生から今までの仏教界、宗教界についての概観をお二人からお聞きしたいと思います。

櫻井

宗教「団体」と宗教「法人」の差異について、社会的な責任に軽重の差が出てくるとは私は考えていません。教団に属している人たちの人権とか福祉、及び外部の人たちの幸せに、なんらかの形で尽くすという在り方が私は宗教として当然だと

思っているんですね。

布教、勧誘、教化あるいは寄附金の出し方含めて、国から指針といいますか本質的には規制なんですけれど、そういうものが出されることは、どうなのかなとすら思います。むしろ宗教界の方から、こういう問題について自主的に考えて、宗教は本来こうではないと、政府とかメディアに先んじて出すべきでした。

日本ではカルト視される団体が絶えない状況になっていますが、その責任は、当該の団体にあるだけでなく、日本人自体の宗教に対するリテラシー、素養的なものが、非常に弱くなっていることにあるし、既成宗教が、宗教というのはそんなものではないと批判する能力の低さにもあると思うんです。

ですから、この事件を宗教界が真剣に受け止めて、どのように自分たちの活動に生かしていくのか、あるいは宗教とはどういうものを今後社会に示していかないと、宗教に対する信頼は、オウム真理教事件の時と同じように低下してくると思っています。

西出

同感です。旧統一教会問題はオウム真理教事件以上に宗教界へのダメージが大きくなるでしょう。

西出
面は確かにあると思います。その点では、旧統一協会、エホバの証人などに関しては、日本基督教団や日本キリスト教会、その他牧師さん方あるいは神父さん方が、キリスト教のオーソドックスな所から批判し、それを仏教界がずっと見ていたのです。

西出
確かに文化庁の『宗教年鑑』で旧統一教会はキリスト教系に分類されています。ただ、日本においては日本人の宗教観と密接した形で活動を展開してきたことは間違いなく、必ずしもキリスト教的な面ばかりだとは言えないのは周知の通りです。そうした東アジア的な要素の中の問題点について、日本の仏教者が指摘できる状況があれば、違った展開もあったのではないかと思いますね。

政治と宗教の在り方

尾井

ありがとうございます。
今回の事件で、旧統一教会と政治家の癒着の実態が報道されました。現代の日本には政教分離の原則がありますが、宗教と政治はどのような関係性を築くべきでしょうか。

う。オウム事件は無差別殺人を含んでいて、あまりに特異性が際立っていましたが、旧統一教会問題で指摘されている高額献金や二世は、現在の宗教界と地続きにあります。それなのに、今の宗教界は「我がこと」として捉えていない。「宗教二世」ではなく「カルト二世」と呼ぶべきだという声も宗教界にあります。特殊な「カルト」ではなく「宗教」の問題として捉えなければいけないと強く感じているからです。
今の宗教界を見ると、自分たちとは関係がないか、関係があるのは分かっているけれども、ものが言いにくい・難しいと感じているか、無関心かの3つの態度が多くを占めている気がします。全般的に他人事だという感覚が主流ではないでしょうか。

尾井

私は寺で育って、ずっと仏教に携わっています。仏教の考え方として相手よりも自己を見つめる側面が強く、他の教団を攻撃したり批判したりはなかなかしにくい環境でそれぞれの教団が活動を行ってきました。しかし、そんな時代ではないのかもしれないと感じています。

櫻井

政教関係には国ごとに独自のものがあって、どれが理想的で正しいというのは基本的にはないと思っています。ただそこに緊張関係がないと、癒着していると捉えられてしまう。

この癒着に関して言うと、政治家が宗教的な理念をもって政治を行う、あるいは宗教家が政治的な理念、ないしは社会はこうあってほしいという考え方をもちて政治参加するのではなく、今の自民党と旧統一教会の関係は、お互いがお互いを利用し合うという意味での癒着です。まことに節操がないやり方であって、これが非常に見苦しく、そして国益と国民の権利を全然守っていない。

政治家は、旧統一教会は反社会的団体だから付き合っちゃいけないと言っただけであって、その理念と活動の、どこがどのように問題かをあまり言わないんです。メディアもそこをもっと突かなくちゃいけない。それをせずにお金を集めすぎたとか、寄附金の取り方が問題だとか、お金がらみのこと、あるいは自民党と癒着しているという、非常に抽象的なレベルで問題化して、肝心なことをあまり言わない。

そういうことがあるので、やはり宗教界としてはなにか問題かを具体的に把握して、それについ



鼎談場所に西本願寺札幌別院をお借りした

政治家に反省を求める。支援や後援していた政治家にしっかりとしてほしいと意見するくらいでないといけないと思いますね。

西出

今回起きていることは、双方が共犯的に利用しあう癒着であり、結果が日本国民の利益に反していると言わざるを得ません。私は政治家と宗教者はもつと意見交換すればよいと思っていますし、自分たちの理念を政治家に伝えることは、悪いことではないと考えています。この問題に関してもそれは同様だということです。

統一教会は「カルト」なのか

尾井

私もお二人と同感で、政治家である前に一個人として自分の人生を支える宗教を持つというのは当然のことでしょうし、全日本仏教会の仏教懇話会には党派を超えていろいろな政治家の方に参加していただいております。実際法話を聞いていただいで、だれも懇話会に入っていることを隠したりされません。しかし今回、政治家の方々は旧統一教会との関係をひた隠しにされている。それはどこで票のためにしかやっていないというような後

ろめたい感覚があるのかもしれないと感じております。

次に、日本宗教連盟（以下、日宗連）の談話では、自分たちの加盟団体ではないという表現をしています。先ほどいわゆるカルトという表現が出てきましたが、旧統一教会はカルトというような枠組みで捉えてもよいのでしょうか。

櫻井

旧統一教会はカルトという認識では、もはや適切ではない。カルトは、正統に対して異端的であるとか、非主流的であるとか、あるいは教団として出来たばかりでカリスマ的な教祖に率いられているというニュアンスが強い。

しかし旧統一教会は中規模教団だし、宗教だけでなく政治的な団体とか、いろいろなものを率いている組織なんです。私は「コングロマリット宗教」という言い方をしています。歴史的には70年近くありますし、世界宗教化しているので、これをカルトと呼ぶのは不適切であると思います。

だからカルトと過小評価して、我々とは関係ないと考えるのではなくて、旧統一教会が日本に与えるインパクトを何とかしなきゃいけないと考えるべきだと思います。その意味で、旧統一教会に対しては「カルト問題」という呼称は使わずに、

す。世の中の役に立つか否か関係なくやっていて、キャリアの中で1回くらい役に立つこともある。しかし、それは文学部の教授が100人いる中で数人いるかないかです。これが人文社会系の学問です。今、政府はとにかく役に立つこと、金になることをやれと言っているのですが、みんながそれをやってしまったら学問の幅は全然広がらない。いろいろなことをやる中で、たまたまこういう問題が起きた時に、研究の蓄積の中からコメントできる人間が出てくる。これはなにに関しても必要だと思えます。

「統一教会問題」と言った方がより明確です。

西出

日宗連が出した理事長談話で「当該団体は日本宗教連盟の加盟法人ではない」とわざわざ表明している点は、とても重要です。日宗連に宗教法人がすべて入っているわけではありませんが、宗教法人の9割を占める日宗連が自分たちとは違うのだと宣言することは、宗教界を知らない多くの人々にとって意味があります。その上で、少なくとも自分たちの考えている宗教とは異なるということは、言わなければいけない。自分たちの信心や社会との関わりについての発言すらほとんどないことを危惧しています。

事件が起きる前にできたのか

尾井

この旧統一教会の問題は何十年前前から問題視されていたと思います。しかし実際にこうした事件が起きてしまった。仏教界や宗教界は事件が発生する前になにか行動することができなかったかをお伺いしたいと思います。

この事件の前と後含めて、社会の幅の広さ、あるいは私たちの関心の広がり、これを保つところに宗教文化あるいは宗教界の果たす役割があるのだと思います。

宗教は大きな広がりを持ったものであって、実際には諸宗教で大学も経営し、中高の運営もしているわけですから、学生や子どもたちに宗教文化的なリテラシー、あるいはその素養を教えるということは非常に重要です。それを地道にやっていく中で、こういった問題に対する対処法とか処方箋は自ずとできてくるのです。

西出

宗教界で統一教会の在り方に関心を持ち、警鐘を鳴らしていた方はいました。しかし、それが大きな力にはならず、社会全体の認識も低かった。理由の一つは、人々に知らせる役割を持つメディアがほとんど取り上げなかったからだと思います。私が入社した1985年頃は、靈感商法問題はそれなりに大きな取材テーマでした。ただ、メディアは新しい事象、つまりニュースに飛びつく感覚が強いですから、新しさ、変化がないと、なかなか食いつきません。だから旧統一教会を過去の問題として見過ごしてきたわけです。そこは大きな反省点ですね。

櫻井

旧統一教会の被害者、あるいは元信者、現役信者といった方々の相談を受けてきた方は仏教界にもいらつしやるわけです。しかし、宗門や教派をあげてバックアップする体制がキリスト教会に比べれば弱かったんじゃないか。

被害者に対応してくれる弁護士は30年来活動を継続しているわけだし、私の研究も継続していたわけですけど、メディアに注目されることはあまりなかったですね。私の研究も学会では櫻井さんは変わったことをやっていると思われる。カルト問題を宗教社会学のメインのテーマとは誰も考えていないのです。むしろ、そういう偏ったことをやるなら新宗教問題を、新宗教問題をやるのであれば伝統宗教もやるべきだとか、誰もがわかる王道的なことをやってくれた方がありがたいという声はずっと聞いてきました。しかし、旧統一教会に限らず、一つの教団を調査し、それなりにわかろうとすれば最低20年はかかります。そうしますと、一人の研究者のキャリアはせいぜい2つの教団ぐらいで尽きてしまう。こういう事件が起きないと学会も動かないし、メディアも動かない、社会も動かない。幸か不幸かこういう形で事件が起きてしまいました。

大学にはいろいろな研究をやっている人がいま



尾井事務総長はZoomにて参加

今、宗教法人に突きつけられている問題を考える

～「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」をめぐる～

質問権について

尾井

仏教界は自分たちの主張をしていたつもりだけども、全然できていなかったという反省点があります。警察、メディア、裁判所、所轄庁。各界いろいろなことが出来たと思うんです。それぞれが反省すべきところはすべきなのだと思います。しかし今、それぞれが責任を問いつくす時でもないのでしょうか。これを教訓としてこれからこうすべきという動きに繋がることが望んでいます。

次に、いわゆる質問権についてです。今、実際に質問が行われていて、メディアを見ているとかなり強気な回答が来ているようですが、この質問権の行使をどのように私たちは捉えたら良いのでしょうか？

櫻井

宗教法人として疑義があるという声が、社会の各層から出てきて、文化庁宗務課として対応しなければいけないとなれば、質問権は行使できるわけです。行使をして活動を吟味して、いきなり解散請求に行くのではなくて、活動を1年間停止させるなど、ステップを踏んでやるのが本来は適

切です。組織の構成員に問題行動があった時、いきなり懲戒解雇するような団体はありません。厳重注意から始まって戒告などステップを踏みながら、最後に解雇です。宗教法人の解散は懲戒解雇のようなものです。解散命令の請求を視野に入れないながらと首相が最初から前のめりにやっております。統一地方選の前までに決着をつけた方が支持率が上がると見ている可能性もあります。しかし、旧統一教会から法的手続きの適切性で批判されるでしょう。

しかもこれはモデルケースになってきます。解散命令の請求に関しても質問権の行使は、時の為政者がやれと言ったらやるのかと。これは非常に危険な行為です。戦前の大本教に例がありますが、内務省主導で幹部や信者の検束を先行させ、陳述調書をねつ造してまでも 大政を翼賛しない教団を抑圧した過去のある日本なので、為政者や行政が本来の手続きを踏まずにこういった権限を行使するのは問題があると基本的には思います。

その上で、質問権の行使にどれだけの効力があるかですけれども、旧統一教会が実際の裏帳簿を含めて出すとは到底思えないので、お金の流れを明らかにするとか、人事的な繋がりを明確にするのは難しいでしょう。質問権の行使の効力と限界について認識する必要があります。



新法の問題点とは

尾井

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」いわゆる「被害者を救済するための新法」に関して注意すべきこと、問題点などについて教えてくださいいただけます。

櫻井

この新法は献金を要請する、あるいは勧誘する際にどういう配慮義務が必要かということ

つの要件を説明して、その上での禁止事項を6つたてるという中身になっており、それに従っていない場合には、その寄附を取り消すことができるというものです。

配慮義務の中で、その人の自由な意思決定が阻害されないことが入っています。寄附だけではなく、布教の際にも自由な意思決定が充分なされるよう配慮しなければいけないともなっているもので、よろしいと思います。

6つの禁止事項のうち、最初の5つは、実質的にマインドコントロールを禁じる中身です。西田公昭立正大学教授が言うところの短期のマイン



西出

質問権の行使は当然だと思います。オウム真理教事件の反省を踏まえて宗教法人法改正の際に導入されたわけですから。ただ、これまでなかった質問権という「伝家の宝刀」の行使に関して政府があまりにも閉鎖的です。オウム真理教事件の際、宗教法人審議会の委員は結構、自分の思うところを取材に対して話していました。今回は国の厳しいコントロールによって発言が封じられている。相手のあることとはいえ、あまりにも密室主義に傾きすぎていると感じています。

ドコントロールは入っているのです。長期のマインドコントロールとは、短期のマインドコントロールを積み重ねることによって信者となり、その人の世界観とか価値観が完全に転換されてしまう状態です。

この長期のマインドコントロールを認めてしまうと、旧統一教会の信者はみんなマインドコントロールされたとなる。そうすると、宗教法人として認められている教団の信者が、全て自分の意思決定ではなく騙されてやっているということになる。これを前提として家族代理権の話に繋がります。





に直せるかというところがある。被害者を救う際に、どういう形で救うのかについては書いていないし、メディアも明確には書いていないんです。国が国税を使って現金給付みたいなもので救済するのか、国が行政命令で旧統一教会にお金を出させるのかどうかということです。それが出来なければ、旧統一教会に損害賠償請求するのに、民事の裁判しかないわけです。ということは今までと変わらない。もちろん法テラスに繋いで裁判をしやすいなるかもしれませんが、結局、民事裁判では、自分が被害を受

最後に

尾井

今回のことは、日本の宗教が次の世代によってあんなのはナンセンスだとか良くないものだとあってしまい、長い時間をかけて作ってきた日本の土壌というか文化を急に覆されるような危険性を孕んでいると感じています。言うべきことは言う、発信してゆくが大変大事だと再認識いたしました。最後になにか想いがあればお伝えいただきたいと思います。

櫻井

こういう機会を設けていただきまして、どうもありがとうございます。新聞やテレビの方に宗教について語っても、ほとんど形にはならないんです。宗教の話は聞きたくないのです。旧統一教会が良いか悪いか、どうしたらよいか、そこだけ言ってくれと。でもなぜこの問題が起きたのかは、やはり宗教の問題じゃないですかということ

です。旧統一教会の問題をどう捉えるかは、人によって、立場によって違います。弁護士の方だったからお金の問題だと認識されている方が多い。それは

けたという事実と、被害の金額を確定する証拠書類を被害者が用意しなければいけないのです。これが非常に難しいのが、旧統一教会の問題です。領収書とか受取書を出さない、あるいは記録を燃やしたとかいろいろ問題があって、その結果民事でも30件余りしか裁判例がないのです。もちろん和解はその倍くらいはあるけれども、本来の被害者数からすると1割くらいしか裁判がなされていない可能性がある。この状況を抜本的に改善することができるのかどうかなのです。

このことが明らかに説明されていない。要するにイメージとしての救済であって、具体的な施策のレベルで詰めてはいない。二世信者の問題も、今回の新法では家族代理権の設定といっても、あくまでも扶養の範囲でしかそれを認めない。二世信者で今クレームをあげている大半の方は成人です。そうすると、その人たちは対象外になってしまふ。対象であるところの中高生が親を差し置いて弁護士事務所に出かけていって、マインドコントロールされている私の親は頼りにならないから私が裁判すると言うことが可能か。非現実的です。そうすると救済の実効性に欠けます。

では実効性を高めるためになにか出来るかというところ、財産権の問題になってきて、親には自分の財産を処分する権利があるわけです。子世代がそ

旧統一教会が1980年くらいから霊感商法を始めて、現在まで献金被害が出ていますから、この間を扱っていると旧統一教会は宗教を偽装した経済団体という認識になるんですね。ジャーナリストでは、政治家と旧統一教会の関係をずっとフォローしていると、旧統一教会は宗教右派的に見えてくる。日本会議も一緒になって、自民党の中に食い込んでみると、旧統一教会の政治組織としての側面を見ていくわけです。

しかし、信者の人がなぜ信者をやっているのかというところ、やはり信仰心があるからです。それは一体どういう信仰心なのかという宗教的な側面を理解していかないと、この団体が今後どうなっていくのかとか、韓国への送金をやめさせるためにどうしたら良いのかなんて絶対出てこない。

マインドコントロールという言葉で言われていますが、信者たちは信仰を持つことによって幸せになっていない。その人のものの見方はどんどん狭まってしまふし、非倫理的なことも上位の人に命じられれば躊躇せずにやってしまふ。これは本来の宗教の在り方とか信仰の在り方とは違うはず

です。信仰を持つことによって自分の考えがもっと広がり、世間的なしがらみとか囚われていたいろいろなものから解放される。そういう瞬間を持った

れを要求するといっても、結局は遺産の際の遺留分相当がせいぜいであって、例えば、親が旧統一教会に3千万円出したとして、これを子どもである自分を取り返す権利があると言ってしまうと、もう寄附が完全に成立しなくなる。これは宗教界にとっては大事件になるでしょう。宗教界はこうした問題を認識、整理して、このケースを突き詰めるとうなるという形で主張を明確にしておかないといけない。宗教団体に寄附しにくくなるだけでなく、寄附金の上限規制みたいなものが入ってしまう可能性もあります。

西出

被害者救済法は好意的に捉える声が多いようですが、特に運用面でのチェックは必要です。どんなことが起きうるのか、いろんなケースを想像しておいた方がいいですね。例えば、遺贈。子どもよりもお寺に寄附したいという人たちがいらっ

り、あるいは自由自在にさまざまな人と繋がれたりという側面が、宗教や信仰にはあるわけです。そういうところを宗教界はもっとアピールしていかないと、「宗教に走る」とか、「凝り固まっている」というイメージが人々の間でどんどん強くなっていくと思うのです。宗教とはなにか、信仰とはなにかについて深く掘り下げることは、宗門における教学、あるいは教師養成の問題にも関わるような気がしています。

西出

オウム真理教事件が起きた時、仏教界から出てくる声で大きかったのは、あれは宗教ではない、仏教ではない、というものでした。今回も旧統一教会は宗教ではない、あるいは関係がないという声が多いと感じています。

ただ、初めに申しあげたように、信仰に苦しんでいる人たちに対し、自分たちとは関係がないと言うのでしょうか。宗教者の役割とは何か、ということですね。さらに言えば、自分たちの教団と統一教会の問題に類似点がないかを点検し、あるようであれば、改めていこうとする姿勢が必要なのではないかと思えます。

1 消費税のインボイス制度

はじめに

寺院（宗教法人）は、布施、賽銭、喜捨、寄附等収入など消費税法上の不課税取引が多く、消費税への意識は低く課税取扱いが不明確な場合がある。まず、寺院の代表役員の方々、消費税のインボイス制度を理解するに当たっての前提をいくつか記載しておく。

（消費税の計算）

・課税取引（消費税をのせる取引）を集計（課税売上、課税仕入に係る消費税額）する。課税取引とは国内における資産の譲渡等の対価性のある取引（物品販売、建物賃貸、管理手数料収入など）のこと。詳細は下表を参照。
 ・受取った消費税（課税売上）から支払った消費税（課税仕入）を引いて計算する。（本則）

消費税額Ⅱ①受取った消費税額②支払った消費税額（調整計算あり）

（寺院等の消費税の課税区分）

・課税取引の原則：国内の資産譲渡等（輸入含む）→収益事業は通常、対価性あり（資産譲渡等に該当）

課税	取引種類	主な該当例	消費税対応
○	課税取引	<ul style="list-style-type: none"> ●絵はがき、写真帳、暦、線香、ろうそく、供花（神前・仏前除く）等販売 ●墓地、霊園の管理料 ●駐車場収入（舗装や設備）、建物貸付 ●神前・仏前挙式・披露宴等飲食物提供、衣装貸付 ●幼稚園等の制服、制帽、文具等販売、給食費収入 ●資料館、所蔵館、宝物等の所蔵品貸付 ●新聞、雑誌、講話・法話集、経典等出版・販売 ●茶道、華道、書道等教授料 など 	<p>消費税計算 （主に収益事業：対価性や営利性）</p>
×	非課税取引	<ul style="list-style-type: none"> ●永代使用料等の墳墓地貸付 ●土地貸付、住宅貸付 ●幼稚園等入園・授業料・施設設備・維持費等（教育役務提供） など 	<p>対象外：調整 （政策的：土地、住宅、教育等）</p>
	（特定収入該当あり） 不課税売上	<ul style="list-style-type: none"> ●葬儀、法要等収入（戒名料、お布施、玉串料等）：宗教活動 ●お守り、お札、おみくじ等販売：宗教活動 ●宿泊施設（宿坊等）低廉提供等：宗教活動 ●神前・仏前挙式等：宗教活動 ●寺社仏閣等の拝観料 など 	<p>対象外 寄附金扱い：特定収入（喜捨・賽銭の正確）</p>

注）上記は一般的な取扱いを記載。実態や実質的内容を踏まえ判断（過去の経緯や取扱いなども影響あり）

（インボイス…適格請求書等）

国税庁に登録した適格請求書等発行事業者（寺院等）が発行する要件充足の「適格請求書等」

（インボイス制度）

原則として、インボイスでない売先で先述の②を控除不可（インボイスのみ②の控除ができる）

（インボイス発行手続）

- (1) 寺院（宗教法人）等が国税庁に申請登録（適格請求書等発行事業者になる）
- (2) 要件充足した「適格請求書等」（インボイス）発行（登録番号等を請求書等に記載）
- (3) インボイスを受取った取引先（売先）で仕入に係る消費税の控除ができる

1. インボイス制度の目的

2023年10月から施行となるインボイス制度は、取引に係る消費税額・率や適格請求書等発行事業者の登録番号等の記載を含めた請求書等の記載内容の適正化がその目的である。寺院も含めた事業者間の取引を複数、転々と流通する請求書等の適正化を図り、消費税の適正な転嫁、取引の公正化、収税の適正な確保を行う。

2. 消費税の仕組み概要とインボイス制度

消費税は、受取った消費税等（課税売上に係る消費税等）から支払った消費税等（課税仕入に係る消費税等…調整計算あり）を控除して計算（本則課税）する。仕入（経費等）に係る消費税等は通常控除できるが、制度施行後は原則として、インボイス（「適格請求書等」）のみに限定する。請求書を受取る取引先（売先）で支払った消費税等の控除を制限することで請求書等の適正化等を図る。寺院等で課税売上（収益事業の収益等）がある場合は取引先（売先）で仕入に係る消費税が控除できないため、慎重な検討が必要となる。

3. 適格請求書等発行事業者の申請登録

制度施行の10月からインボイスを発行したい寺院等は令和5年9月30日までに申請（令和5年度税制改正の緩和措置含む）する。「適格請求書等発行事業者の申請登録書」を所轄税務署へ書面提出又は電子提出する。当該申請書を提出した寺院は消費税等の課税事業者（本則又は簡易課税等）となるため、消費税申告納税を想定した検討が必要である。

（インボイス制度適用）

項目	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年以降
インボイス制度（消費税法）		10月から 申請期限（9月末）	インボイス制度適用		
適格請求書発行事業者登録申請			インボイス制度適用		

最近のデジタル化の流れの中で、帳簿書類等を電子化する動きがある。デジタル政府等も含め、流れは加速していくものと考えられる。基本法たるe文書法は行政文書や各法人の帳簿書類等の電子化を容認とする法律であり、電子化時の一般

II 電子帳簿保存法 はじめに

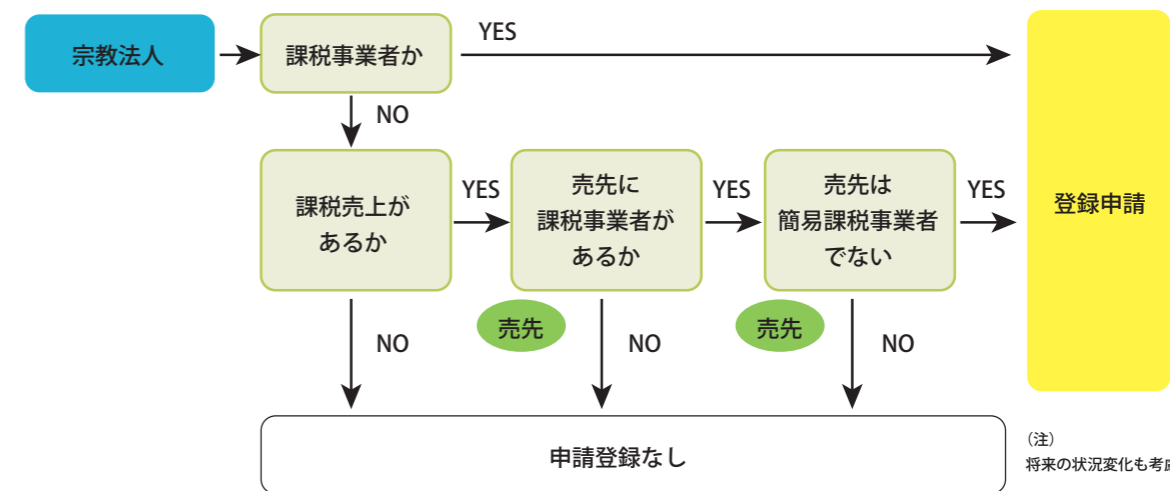
(1)任意団体の構成員全員が適格請求書等発行事業者の申請登録者であること
(2)代表者や管理者（役員等）などが設置され継続運営される団体であること

6. 任意団体のインボイス申請

構成員全員に対して権利義務や財産が帰属される任意団体は、原則として、インボイス申請登録は不可であるが、以下の任意団体は申請登録が可能とされる。護持会など任意団体を寺院とは別会計にし、当該任意団体に課税売上有る場合には注意が必要である。

される登録番号（T+13桁法人番号）を忘れずに記載する。

(申請可否判定フローチャート)



(注) 将来の状況変化も考慮

4. 申請登録可否の検討

寺院等が適格請求書等発行事業者として申請登録か否か一般的な判断基準を上記のフローチャートに示す。もともと課税事業者である寺院は登録申請することになり、また免税事業者であった寺院でも課税売上有り、かつ売先（取引先）が本則課税事業者の場合は登録申請する必要が生じる。なお、簡易課税とは中小事業の事務負担軽減のため、課税売上のみ集計するだけで消費税計算できる簡便法で、仕入に係る消費税は関係ないため、売先（簡易課税選択事業者の場合）に不利益は生じない。

5. インボイス制度に係る対応事項

インボイス制度に係る一般的な対応事項を下の表にまとめたので参考されたい。なお、課税ステータスとは消費税の課税方法で、本則課税（原則）、簡易課税、免税などのことである。寺院自体が仕入に係る消費税の控除できない不利益を被らぬよう、仕入先等へのインボイス申請状況確認、取引関係見直しなども必要な手続となる。また、インボイスには、申請登録で交付

1. 電子帳簿保存法の基本事項（最低限）

国税関係書類には以下のようなものがある。国税たる法人税法や消費税法に関連する事業や取引に係る帳簿書類が対象となる。このうち、電子データでの保存が必須なものは電子取引（電子取引例：以下表）である。電子帳簿保存法の最低限の遵守をするのであれば、取引先から書面で受取った書類は書面保存、電子取引データで受取った書類は電子データ保存とする（「国税関係書類（電子取引）」以下の表の○枠部分）。もちろん、書面をスキャンしてのデータ保存や、帳簿のデータ保存は可能であるが、「紙は紙で、電子は電子」で保管するのが基本となる。

(国税関係書類等)

国税関係帳簿	国税関係書類		国税関係書類 (電子取引)
	決算関係書類	取引関係書類	
総勘定元帳 仕訳帳 その他帳簿	貸借対照表 損益計算書（正味財産増減計算書） その他決算書類	契約書、見積書、注文書 納品書、請求書、受領書 その他書類	契約書、見積書、注文書 納品書、請求書、受領書 その他書類 (*EDI他電子取引)
帳簿保存 電帳法4条1項	書類保存 電帳法4条2項	書類保存or スキャナ保存 電帳法4条3項	電子データ取引 電帳法10条

(インボイス対応事項例)

項目	内容	対応	実施
取引先状況確認 (仕入先、販売先)	取引先の課税ステータス、申請登録状況確認	取引先状況リスト化 取引見直し等	
インボイス申請	課税ステータス、課税取引状況等考慮	インボイス申請可否	
請求書等記載要件	発行：インボイス記載要件充足（適格請求書等）	発行適格請求書等記載徹底 ・消費税率・額、区分 ・登録番号 など	
取引先請求書確認	入手：確認体制整備（登録・消費税区分等） 取引関係見直し等	入手適格請求書等の確認 ・登録番号 など 取引関係見直し等検討	
契約書等記載変更など	・継続取引先の契約書等（顧問契約、賃貸契約等） の修正・変更 ・新規取引先の契約書の記載事項検討	契約書等の修正又は追加 ・消費税率・額 ・登録番号等の記載 など	
消費税申告 (課税事業者)	課税事業者として消費税申告体制整備	申告体制整備 (担当者、課税区分、集計体制、 会計ソフト等)	

(国税庁による「訂正削除防止に関する事務処理規程(例)」)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程(例)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、公益財団法人〇〇(以下「この法人」という)において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の全ての役員及び職員等(臨時職員、派遣職員を含む。以下同じ。)に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、事務局長とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ウェブサイトを利用した請求書等の授受
- 四 その他電磁的方式による請求書等の授受

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内等に10年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積情報
- 二 確定注文情報
- 三 注文請け情報
- 四 納品情報
- 五 支払情報

2. 電子取引データ保存要件

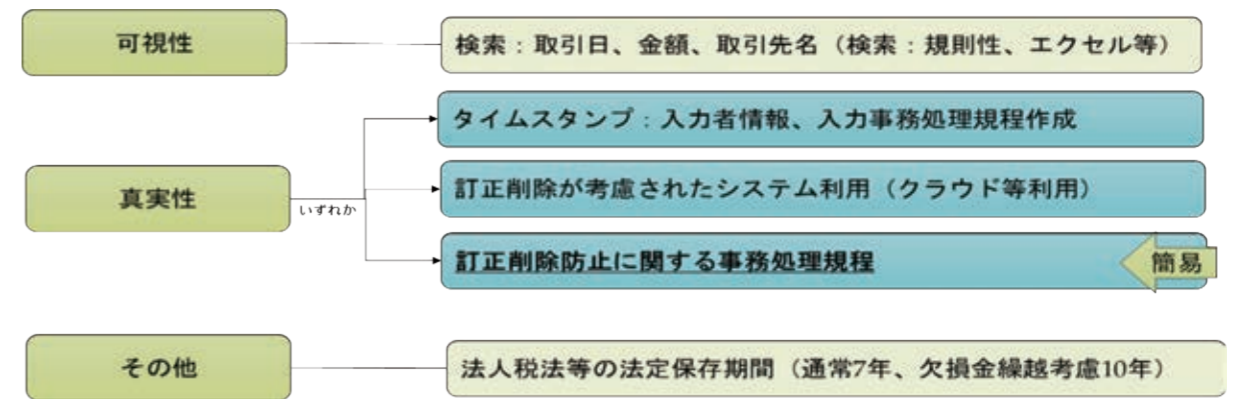
(電子取引例：電子データ保存必須)

- (電子取引) → 電子データ保存
- ① EDI取引
 - ② ネット介在取引データ
 - ③ 電子メールデータ、添付書類
 - ④ FAXデータ
 - ⑤ 電子インボイス(電子請求書)
 - ⑥ 支払決済データ
 - ⑦ web発行領収書
 - ⑧ その他電子データなど

電子取引データ保存するものは電子帳簿保存法で、税務調査等に耐えうるように(「いつでも正確な資料を閲覧可能」)、2つの要件が加重されており、それが可視性(検索)と真実性(改ざん防止)である。

(1)可視性…取引日や取引金額、取引先名等をもっともしくは複数の条件で検索可能とすることで、簡素な方法としては電子取引データ(PDF等)

(電子化保存要件)



電子帳簿保存法の施行は2022年1月1日から既に始まっているが、最初2年間(2023年12月31日まで)は宥恕措置として、電子取引データで保存すべき事項であっても実質的に書面保存が容認されている。その後、2023年度税制改正で2024年1月1日以降の取扱いとして、実質的(正当な理由等あり)に電子取引データ保存は必要だが、検索要件等が緩和される見込である。なお、これとは別に寺院が帳簿書類等の電子化を任意で進めることは可能である。

3. 適用関係

をフォルダ等保管し、エクセルで属性(取引日や取引金額、取引先名等)を検索できるようにし、フォルダ等内のデータとコードや番号等で対応を図ることになる。

(2)真実性…3つの方法(いずれか1つ満たす)があるが、電子化保存要件の上の図の上2つ(タイムスタンプ、クラウド等利用)はソフトやシステム導入対応が必要であるが、一番下は「訂正削除防止に関する事務処理規程(例)」を制定(責任役員会、代表役員等承認)、運用(遵守)することで要件充足となる。一例を次ページ、次々ページに挙げるので参照されたい。

(電子帳簿保存法の適用)

項目	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年以降
電子帳簿保存法 (電帳法)	*宥恕措置(宥恕期間) 宥恕措置(電子取引:実質、書面保存可)		1月 本格適用も緩和措置 本格適用も緩和措置(電子取引:電子保存も画面提示)		
電子化対応 (各法人検討)		任意:各寺院が検討			

4. 2023年度税制改正

(電子帳簿保存法関連)

2023年度税制改正のうち、電子帳簿保存法関連の概要は以下のとおりである。

(1) 宥恕措置の廃止…2023年12月31日廃止

(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度

・ 質問検査権による電磁的記録のダウンロードの検索要件の全てを不要とする措置。対象者を以下とする

- ① その判定期間における売上高が5千万円以下(現行・1千万円以下)の保存義務者
- ② その電磁的記録の出力書面(整然・明瞭状態で出力、取引年月日や取引先ごとに整理)の提示又は提出に応じる保存義務者

・ 電磁的記録保存の確認要件廃止

・ 電子取引情報の保存要件による保存不能に相当理由がある保存義務者に対する猶予措置

・ 理由説明、電磁的記録保存画面又は書面提示でOK

(3) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度

① 国税関係書類をスキャナ読取の解像度、階調、大きさ等の保存要件廃止

② 国税関係書類に係る記録事項の入力者等の確認要件廃止

③ 相互関連性の確認書類を契約書・領収書の相互関連性の確認書類を契約書・領収書等の重要書類に限定

・ 以上の①から③は、2024年1月1日以後保存の国税関係書類に適用

(4) 優良電子帳簿要件の緩和…過少申告加算税の軽減措置等(2024年1月1日以降の法定申告期限の国税申告に適用)

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者等は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 事務局長
- 二 管理責任者 経理担当者
- 三 処理担当者 事業担当者等、管理責任者である事務局長により指定された者

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理担当者は「取引情報訂正・削除申請」に係る書類に以下の内容を記載の上、管理責任者の承認を得ること。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者

2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請」の書類の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理担当者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

4 処理担当者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、「取引情報訂正・削除完了報告書」に訂正・削除履歴がある旨の情報を付し、第2項で承認された「取引情報訂正・削除申請」に係る書類を指定の場所に保存期間が満了するまで保存する。

5 管理担当者は「取引情報訂正・削除完了報告書」を訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで指定の場所に保存する。

(規定の改廃)

第10条 この規定を改廃しようとする場合は、理事会の承認を得なければならない。

附則

(施行)

第11条 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。



宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 20

宗教（法人・団体）の公益性（2）

はじめに

宗教法人が行う社会貢献活動が活発になってきました。そしてこの社会貢献活動は従来宗教法人法第6条の「公益事業」という位置づけで扱われていました。ところが令和3年1月25日付で文化庁宗務課は、これを個々の宗教法人において「宗教活動」と位置付けることは可能であり、これを国家が干渉することは不可能である旨の見解を、情報を提供するという形で日本宗教連盟等に示しました。今まで「公益事業」として位置付けていた社会貢献活動を各宗教法人の「宗教活動」として位置付けることができ、このことについて行政は、とやかく言うことはできないとしたのでした。公益事業である社会貢献活動を宗教活動と位置付けることができるということは、換言すると宗教活動自体にも公益性があるという考え方につながるといえます。では、宗教活動の公益性の内容はどのように捉えるべきでしょうか。

宗教活動の公益性の内容

宗教活動の公益性は、次の3つあると考えられます。

1. 宗教的使命感における公益性
2. 宗教的文化財や宗教的行動様式における公益性
3. 価値の提供者としての公益性

上記3つのうち1については前回述べました。今回は2、3について述べることに致します。

2. 宗教的文化財や宗教的行動様式における公益性について

宗教的文化財や宗教的行動様式というものが、不特定多数の人に寄与しているということです。宗教的な音楽、絵画、仏像、建築、こういったものは、先人から我々が受け継いで、そして後の世の人に伝えていく、声明などもきちんとやる、いい加減にやっていたのは後の世の人に伝えられません。法華懺法経という昔から伝わる儀式法要があります。これもきちんと先人から受け継いで後の人に伝えていくことが重要です。宗教的な絵画や仏像、建築物というものは、宗教を信じる人も信じない人も他宗教の人もいずれも癒しの源となっています。クリスマスツリーを飾って、仏教の寺院でもクリスマスケーキを食べるといことがあろうかと思えます。元々キリスト教の行事なのですが、その行事がずっと伝わっていて仏教者の寺院でも恩恵にあずかるといっておかしいですが、そういうこともあります。声明も建築物もそうです。国宝級の建築物が沢山あります。そういったものを通して不特定多数の人の利益になるわけです。

3. 価値の提供者としての公益性

そして3番目は価値の抽出（確定・創造）です。宗教は、日本の国民、あるいは世界の人々、宗教を信じる信じないにかかわらず、これらの人々に価値を提供する、価値観を与えます。価値観とは「何々をしてはいけない」、「何々をしなさい」といった当為の法則です。ご飯を食べる時には手を合わせないといけません。「いただきます」といいます。このような宗教の価値観というものは、道徳的な価値観や常識、あるいは法律的価値観の基礎になっているものです。ご飯を食べる時に手を合わせて「いただきます」といいます。「何で手を合わせるの?」という質問に、道徳的に説明することはできますか。手を合わせなくても手を机の上に置いて「いただきます」と言っても良いではないでしょうか。現に文部省のパンフレットには手を合わせるという絵は描かれていませんでした。「手を合わせると宗教に関連するから」といって、保護者から文句が出たので手を机につけて「いただきます」という絵になっていたのだそうです。ではなぜ「いただきます」と言わなければいけないのでしょうか。あるいは終わったら「ごちそうさま」と言わなければいけないのでしょうか。「別に、静かに、誰にも迷惑をかけずに食べ始め、食べ終われば良いじゃないの?」という質問には道徳的に説明できません。しかし仏教では説明がつくと思えます。仏教の立場から言えば、生きとし生ける者、動物もそうですし、植物もそうですけれども、これらには全て仏性があります。仏性がある食物を食べなければ、人は生きていけません。だから仏性のある動物の命、植物の命を私たちは頂いて生かされております。「ありがとうございました」と言って手を合わせるのはその為なのです。本覚思想に対する批判もありますが、仏教からは最大公約数的にきちんと説明ができると思えます。

宗務課から提供された情報の意味

文化庁宗務課から提供された情報の内容は、公益事業を宗教的使命感に基づいて行えば、その公益事業は宗教活動になるというものです。これは3つの宗教活動の公益性のうち、1番目に申し上げた内容にほかなりません。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩

加盟団体からのお知らせ（岐阜県仏教会）

漫画

「美濃の名僧

栄叡」

鑑真和上を日本に招いた日本人僧

画..山本 漢

「栄叡」と書いて「ようえい」と読みます。この名を初めて聞いた方も多いかと思いますが、奈良時代の美濃の国（現在の岐阜県）出身の僧侶です。当時、仏教に国を安定させる力があると考えた聖武天皇は、仏教を保護し、平城京内には薬師寺、興福寺、法隆寺をはじめとする多くの寺院が建てられました。そこでは僧侶たちが仏教の教理研究などに勤しむ一方、私度僧が増えるという問題も大きくなってきました。これを憂えた聖武天皇は、正しい仏法を授ける戒師の必要性を感じ、興福寺の栄叡と、大安寺の普照に、戒師を唐より日本に招聘するように命じました。

勅命を受けた栄叡は天平5（733）年、普照とともに唐へ渡り、それから9年の歳月を経て、ようやく鑑真和上に会うことができました。その後、鑑真和上が失明しながらも何度も渡航を試み、天平勝宝5（753）年、6度目にしてようやく日本に渡ることができたのはご存知かと思えます。栄叡はその間の天平21（749）年、端州龍興寺にて志半ばで死去しました。

平成4（1992）年4月、鑑真和上坐像が日本から中国へ里帰りする際、鑑真和上の渡日に尽力した栄叡が美濃出身であることを知った岐阜県名譽県民の古田好氏は、栄叡を日本へ里帰りさせたいと考えました。中国へその旨を伝えると、多大な協力をいただき「日中友好文化交流栄叡大師里帰り実行委員会」を結成。その後、坐像が中国の仏教協会の協力を得て4体作られました。栄叡大師は4体の坐像となって里帰りが実

現し、平成7（1995）年、長良川国際会議場にて「栄叡大師一二五〇年坐像奉迎慶讃大法要」が行われました。それらは、栄叡大師ゆかりの4つのお寺、正眼寺（岐阜県美濃加茂市伊深）、唐招提寺（奈良市）、興福寺（奈良市）、真福寺（岐阜市）へと安置され、唐招提寺にて鑑真和上とご対面することができたのです。

栄叡大師の「日本で正しい仏法を伝えてほしい」という熱意が鑑真和上を渡日させ、鑑真和上が伝えた戒律のおかげで、日本仏教は今日まで連綿と伝え続けました。しかし、その事実があまり知られていません。そこで、栄叡大師奉賛会では、この偉大な功績を多くの方々に知っていただくべく、漫画の小冊子と登場キャラクターの「F」Fスタンプを制作いたしました。漫画に関してはこの度、全日本仏教会の機関誌『全仏』に4回に分けて掲載する機会をいただきました。スタンプは岐阜県仏教会のホームページをお訪ねください。

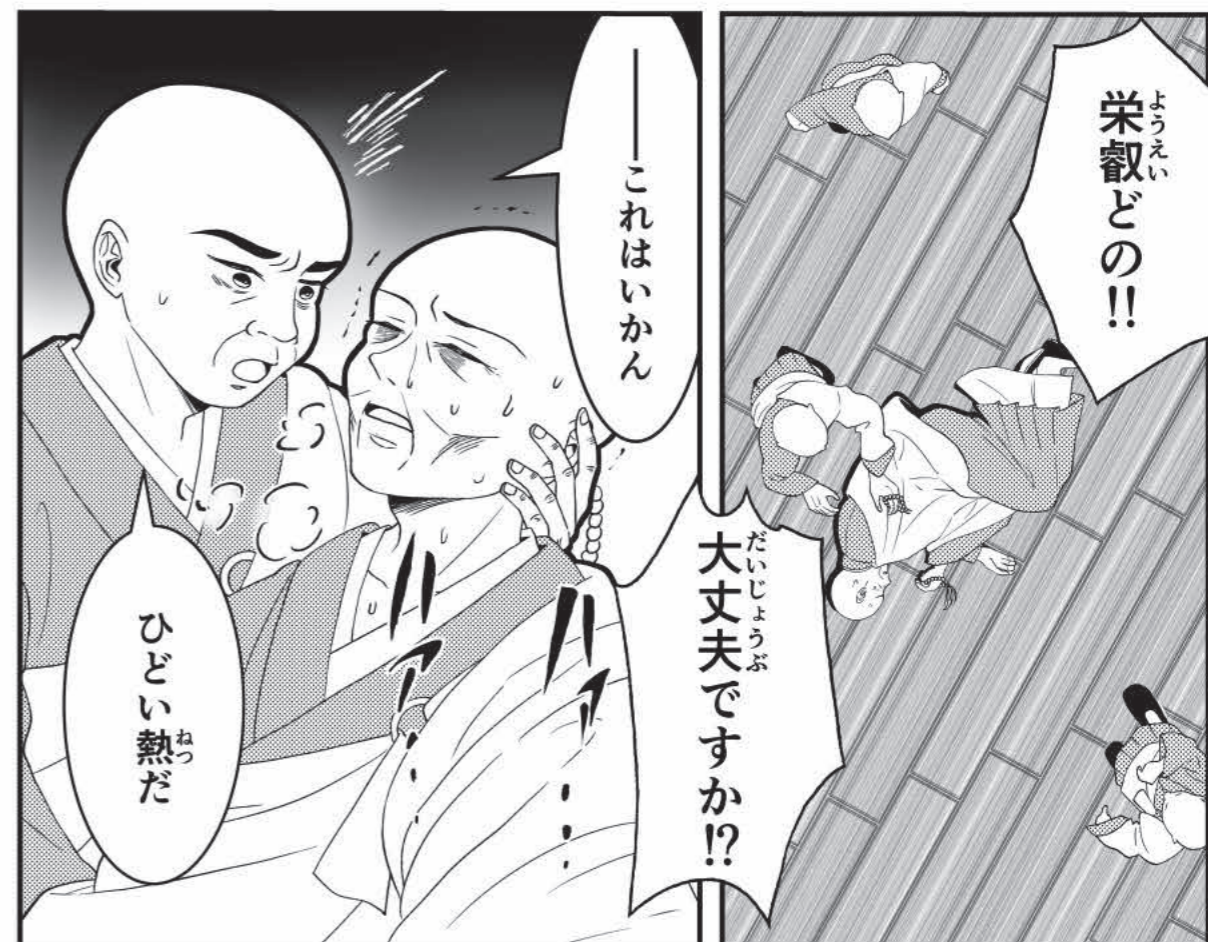
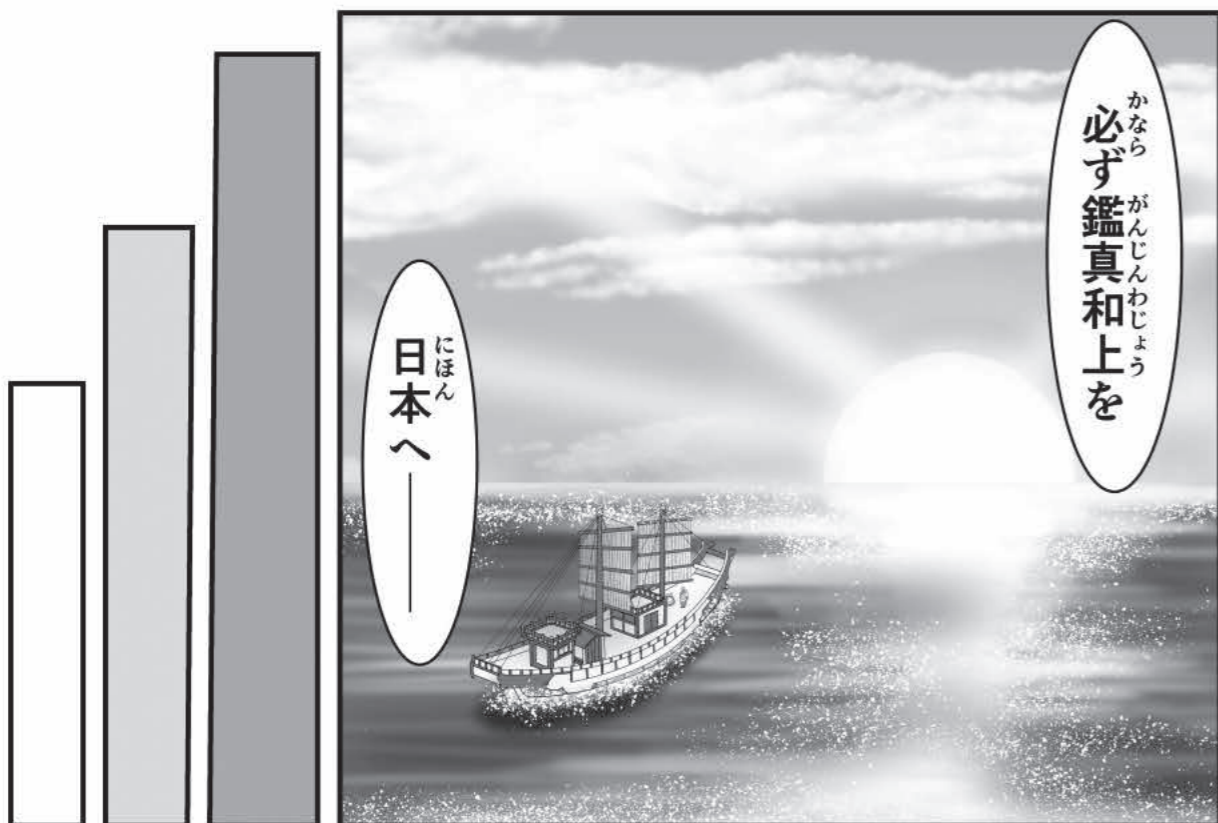
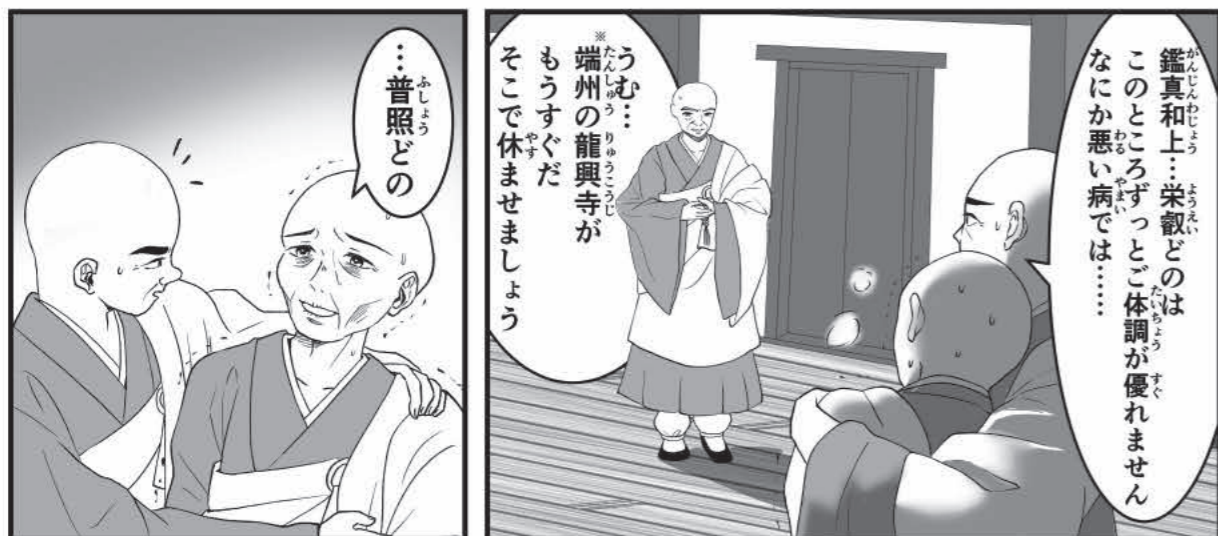
加盟団体の諸大徳や賛助会員のみなさまが、栄叡大師のことを知り、誇りに思っていたけると幸いです。

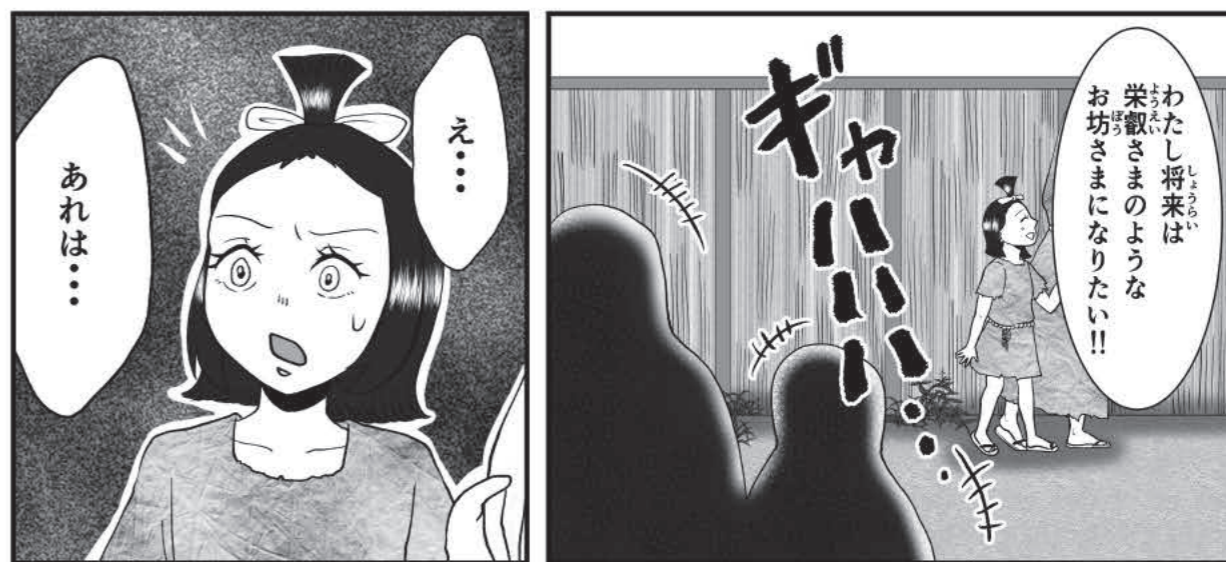
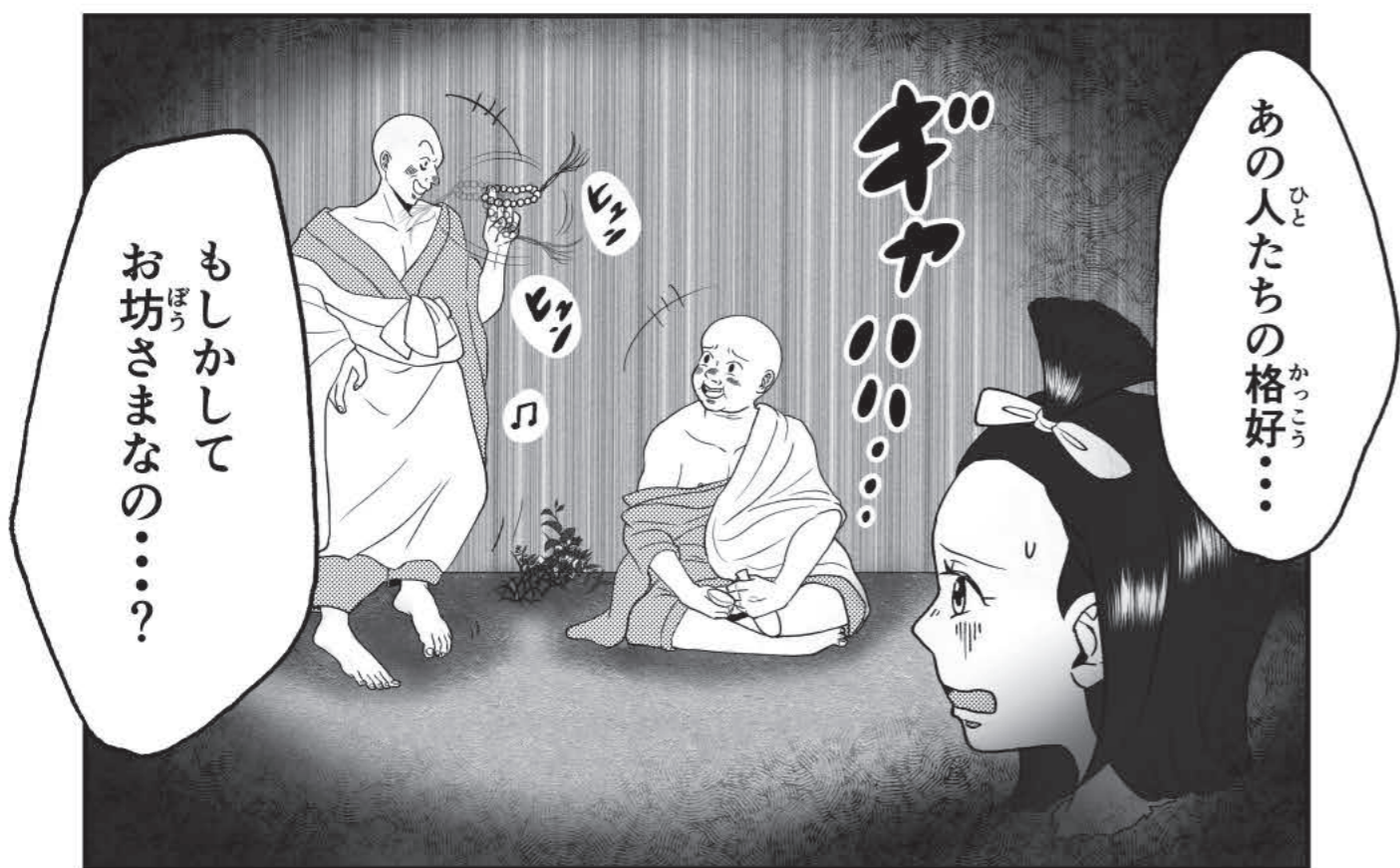
岐阜県仏教会会長 杉山 令憲

「岐阜県仏教会ホームページ」

https://bukkyogifu.net/youei_pre.html







次号につづく

第35期
各種審議会・委員会委員
(令和4年4月1日～令和6年3月31日)

【総務財政審議会】

- 安藤道隆(曹洞宗)
- 東森尚人(浄土真宗本願寺派)
- 梯宗(真宗大谷派)
- 名越邦博(浄土宗)
- 山田光映(日蓮宗)
- 竹井成範(高野山真言宗)
- 小林秀嶽(臨済宗妙心寺派)
- 小林祖承(天台宗)
- 日下敬啓(真言宗智山派)
- 細沼秀行(真言宗豊山派)
- 遠賀令子(学識経験者)
- 金子嘉広(学識経験者)
- 佐藤泰之(学識経験者)

【社会・人権審議会】

- 我孫子高宏(曹洞宗)
- 宇野哲哉(浄土真宗本願寺派)
- 荷葉一浩(真宗大谷派)
- 伴乃昶(浄土宗)
- 赤堀正明(日蓮宗)
- 藤本善光(高野山真言宗)
- 谷 明生(臨済宗妙心寺派)
- 柴田真成(天台宗)

- 服部融亮(真言宗智山派)
- 横山法弘(真言宗豊山派)
- 株橋隆真(法華宗(本門流))
- 磯村健太郎(学識経験者)
- 小池達子(学識経験者)
- 岡田真水(学識経験者)
- 本郷由美子(学識経験者)

【国際交流審議会】

- 大島康晴(曹洞宗)
- 藤澤理映(浄土真宗本願寺派)
- 延澤栄賢(真宗大谷派)
- 光岡素生(浄土宗)
- 大島啓慈(日蓮宗)
- 後藤友栄(高野山真言宗)
- 松山大耕(臨済宗妙心寺派)
- 奥山元照(天台宗)
- 細田昌弘(真言宗智山派)
- 小林政彦(真言宗豊山派)
- 久野晃秀(法華宗(本門流))
- 長松清潤(本門佛立宗)
- 日比野郁皓(学識経験者)
- 枝木美香(学識経験者)
- 西永亜紀子(学識経験者)

【宗教教育推進委員会】

- 篠原壽王(曹洞宗)
- 松下昌文(浄土真宗本願寺派)
- 那須信純(真宗大谷派)

- 杉森隆志(浄土宗)
- 柳下俊明(日蓮宗)
- 桐生俊雅(高野山真言宗)
- 細川晋輔(臨済宗妙心寺派)
- 岩田真亮(天台宗)
- 山川弘巳(真言宗智山派)
- 山崎秀法(真言宗豊山派)

【広報委員会】

- 安藤道隆(曹洞宗)
- 中井真人(浄土真宗本願寺派)
- 石井正道(真宗大谷派)
- 小村正孝(浄土宗)
- 小泉顕應(日蓮宗)
- 藪邦彦(高野山真言宗)
- 並木泰淳(臨済宗妙心寺派)
- 西村智秀(天台宗)
- 杉本栄次(真言宗智山派)
- 相島俊仁(真言宗豊山派)
- 吉田泰樹(東京都仏教連合会)
- 沼田千恵(公財)仏教伝道協会)
- 佐藤泰之(学識経験者)
- 松崎香織(学識経験者)
- 西出勇志(学識経験者)
- 赤堀正卓(学識経験者)
- 柏木友紀(学識経験者)

退任 高見昌良(天台宗)
〔2022(令和4)年11月1日変更〕

【WFB(世界仏教徒連盟)
日本センター運営委員会】

- 小林正道(WFB副会長)
- 戸松義晴(WFB執行役員)
- 日比野郁皓(WBU役員)
- 東海林良昌(WFB人道支援委員会委員長)
- 村山博雅(学識経験者)
- 王仁興(学識経験者)
- 松崎香織(学識経験者)

【支援検討会議】

- 吉田泰樹(東京都仏教連合会)
- 稲田海聡(一社)仏教情報センター)
- 本多端子(公社)全日本仏教婦人連盟)
- 青木晴美(公財)仏教伝道協会)
- 茅野俊幸(学識経験者)
- 稲場圭信(学識経験者)
- 西郊良貴(全日本仏教青年会)
- 長谷川正浩(本会顧問弁護士)

【朝鮮半島出身者の旧民間徴用者等の
遺骨返還委員会】

- 釜田隆文(仏教関係者)
 - 西郊良光(日韓仏教交流協議会)
 - 戸松義晴(仏教関係者)
 - 鈴木利枝子(日韓仏教交流協議会)
 - 崔憲蔵(仏教関係者)
- (以上、2023(令和5)年3月21日現在)

第35期第2回広報委員会

2023(令和5)年1月20日(金)、真言宗智山派の総本山智積院にある智山派宗務庁にて、第35期第2回広報委員会を開催いたしました。

2022(令和4)年7月8日に発生した安倍晋三元首相銃撃事件に伴い、宗教法人である世界平和統一家庭連合(旧統一教会)が過去から行ってきた霊感・悪徳商法、多額の献金、政治家との癒着、宗教2世問題等々が改めて明るみに出て問題となっています。この悪質な宗教法人の問題は宗教法人全体の問題として取りざたされ、政府は宗教法人法にかかわる報告徴収・質問権の行使や解散請求、消費者契約法による寄附の取り扱い、宗教等に関する児童虐待等に「丸」となって取り組みを強化していますが、法令遵守する宗教法人にとっては看過できない状況となっています。そこで、今回の広報委員会では、宗教法人はこの問題に対してどのように考えていくべきかをテーマとしました。

今号(657号)の特集1は、当委員会を踏まえてのものです。どうぞ「参照ください」。

【概要】

日時：2023(令和5)年1月20日午後1時15分～
場所：真言宗智山派宗務庁
テーマ：世界平和統一家庭連合(旧統一教会)問題から本会の広報戦略を考える
出席：14名(委員)
3名(事務総長・広報文化部)

○委員出席者

- 安藤道隆(曹洞宗)
- 中井真人(浄土真宗本願寺派)
- 石井正道(真宗大谷派)
- 小村正孝(浄土宗)
- 小泉顕應(日蓮宗)
- 藤井宗治(臨済宗妙心寺派(代理))
- 西村智秀(天台宗)
- 杉本栄次(真言宗智山派)
- 沼田千恵(仏教伝道協会)
- 吉田泰樹(東京都仏教連合会)
- 佐藤泰之(学識経験者)
- 松崎香織(学識経験者)
- 西出勇志(学識経験者)
- 赤堀正卓(学識経験者)



「仏教に関する実態把握調査(2022年度)～葬儀・法要、お布施、お寺の解散・廃寺等～」の発表

全日本仏教会では、社会で起こっている事象と仏教との関係の調査を定期的に行っています。2023(令和5)年3月1日、2022年度の調査結果を本会ホームページ上で公表いたしました。

今回は、人々の「菩提寺」「寺院」との関わり方や、「葬儀」「法要」への

考え方や、また今後起こりうる「お寺の廃寺・統合」に対する人々の意識の調査を目的としています。今後の宗派や寺院の在り方や取組などにおける基礎資料としてご活用ください。

また、加盟団体を対象に本調査の説明会も開催いたします。ご希望の団体は、社会・人権部まで連絡ください。



説明会の連絡先：
syakai@jbf.ne.jp



http://www.jbf.ne.jp/wp-content/uploads/site211/files/pdf/bukkyoureport2022.pdf

WFB (世界仏教徒連盟)
EXCO (執行役員)
インフォーマルオンライン会議

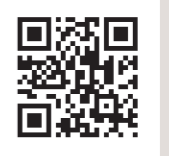
WFB (世界仏教徒連盟) では、昨年10月から毎月、略式のオンライン会議を行っています。各国のWFB執行役員や世界の地域センターから参加があり、本会もWFBの日本センターとして運営委員会の委員が参加しています。

災害支援や行事の発案などさまざまな事案が議題としてありますが、現在の主たるテーマはWFBの公式ホームページのさらなる充実です。各国地域センターの活動報告の掲載が呼びかけられており、日本の活動として本会の加盟団体さまの取り組みを、内容によってWFBの公式ホームページに掲載することができず。関心がございまして、国際部までお問い合わせください。



WFB ホームページ

<http://wfbhq.org/>



全日本仏教会 国際部
Mail: international@jbf.ne.jp

第38回理事会報告

3月15日に開催した第38回理事会において、議案として、次年度事業計画(案)、次年度予算(案)について上程され、出席理事の賛成により承認されました。その他、報告事項として、理事より職務執行状況と、各部の事業について報告しました。

【第38回理事会概要】

日時：2023(令和5)年3月15日 午前10時
会場：オンライン会議室 (Zoom ミーティング使用)
議長：里雄康意第35期理事長
出席理事：13名 (20名中)
嶽盛和三 (曹洞宗)

尾井貴童 (浄土真宗本願寺派・事務総長)
里雄康意 (真宗大谷派・理事長)
戸松義晴 (浄土宗)
鶏内泰寛 (日蓮宗)
小峰立丸 (真言宗智山派)
岩脇彰信 (真言宗豊山派)
岡野正純 (孝道教団)
新美昌道 (東京都仏教連合会)
長澤香静 (一財) 京都仏教会
村山廣甫 (大阪府佛教会)
花岡真理子
(公社) 全日本仏教婦人連盟
青木晴美 (公財) 仏教伝道協会
出席監事：2名 (3名中)
倉持秀裕 (一財) 埼玉県佛教会
木村匡成 (公認会計士)



ロシアによるウクライナへの侵攻を受けて、2022年3月8日、本会の災害救援基金内に「海外人道支援(ウクライナ支援募金)」を設け、多くの皆さまからご協力をいただきました。その総額は、2023年3月15日までに1929万9568円にもなります。心より御礼申し上げます。

第1次寄託は緊急支援として国連UNHCR協会とWFBへ、第2次および3次は国内の仏教系団体でウクライナ支援活動をしている団体へ、第4次寄託は2022年12月31日時点の残金727万1811円を、国際機関とウクライナ指定寄附を受け付けている国内認定NPO法人の6団体へ均等に寄託しました。詳細は次の一覧表をご覧ください。第4次寄託後にお預かりした102万7757円は、支援検討会議で第5次の寄託先を決定する予定です。

「海外人道支援(ウクライナ支援募金)」としての取り扱いは、2022年12月31日に終了しました。今後は通常の災害救援基金にて寄附をお受けいたします。

ウクライナ支援募金報告

海外人道支援(ウクライナ支援募金)の状況(2023年3月15日現在)

〈募金額〉

2021年度分ウクライナ支援募金 4,911,777円
2022年度分ウクライナ支援募金 14,387,791円
合計 19,299,568円

〈寄託先と金額〉

第1次寄託 1,000,000円
国連UNHCR協会
(国連難民高等弁務官事務所の日本公式支援窓口)
1,000,000円
WFB(世界仏教徒連盟)
第2次寄託 1,000,000円
アユス仏教国際協力ネットワーク
1,000,000円
シャンティ国際ボランティア会
第3次寄託 2,000,000円
アユス仏教国際協力ネットワーク
5,000,000円
シャンティ国際ボランティア会
第4次寄託 1,211,968円
日本ユニセフ協会
1,211,968円
難民を助ける会

「救援基金」寄附者一覧

【2022(令和4)年12月1日〜
2023(令和5)年2月28日】
(時系列順・敬称略)

真真宗大谷派
真言宗智山派
天台眞盛宗
日夏仏教会
鳴門市仏教会
榎寺 日比野郁皓
大乘院檀信徒一同
大悲王院

「賛助会員」新規入会者一覧

【2022(令和4)年10月1日〜
2023(令和5)年2月28日】
(時系列順・敬称略)

〈団体会員〉
株式会社アドレスジムキ
第一生命保険株式会社
気仙沼仏教会
〈個人会員〉
元衆議院議員 左藤 章
衆議院議員 森山 浩行
池上 幸秀

ご入会、誠にありがとうございます。

賛助会員募集

本会では賛助会員を募集しております。全国のご寺院をはじめ、企業や団体、個人としてご入会いただけます。入会等の詳細は本会ウェブサイトをご覧ください。



寺院向け お電話1本でカンタン申込み。相談無料。

無料法律相談室

主に第二・第四木曜日
要事前予約

法律? トラブル? 墓地?

本会顧問弁護士が、寺院向け無料相談を開催しております。

第7回花まつりデザイン募集

応募締切
2023年
9月29日(金)
まで
※当日消印有効

募集要項

第6回花まつりデザインを使用したポスター・絵はがき



ポスター大賞作品(一般)



ポスター大賞作品(満12才以下)



釈迦誕生ポスター(本会)



絵はがき大賞

応募資格

プロ・アマチュア問わず、すべての方に応募いただけます。
(ただし、作品採用の場合、修正や転用に応じられること)

応募条件

未発表のオリジナル作品で、仏教行事である「花まつり」を題材として自由に作品を描いてください。なお、作品に文字は入れないでください。
(例:お釈迦さまに甘茶をかける場面、ご誕生をお祝いする場面、寺院の行事やイベントの場面など)

作品規定

素材・画材・技法は自由(デジタル作品も可)、立体物は不可
応募する作品は、下記のサイズを参考に制作してください。(複数応募可)

●募集作品サイズ●

用紙:A3サイズ以上(297mm×420mm以上)
デジタル:300dpi以上(15MB以上、5000×7000ピクセル以上)

審査方法

10月に審査会を開催し、大賞作品には主催者より連絡します。
審査についての電話やメールでの問い合わせはご遠慮ください。

応募方法

本会webサイトより応募用紙をダウンロードし必要事項を明記の上、1作品につき1部同封してください。作品は折り曲げずに(筒状は可)郵送してください。
(デジタル作品もカラー出力後、郵送にて受付となります。)

作品送付先・お問い合わせ

公益財団法人 全日本仏教会 広報文化部
〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2階
TEL:03-3437-9275 FAX:03-3437-3260 E-mail:kouho@jbf.ne.jp

